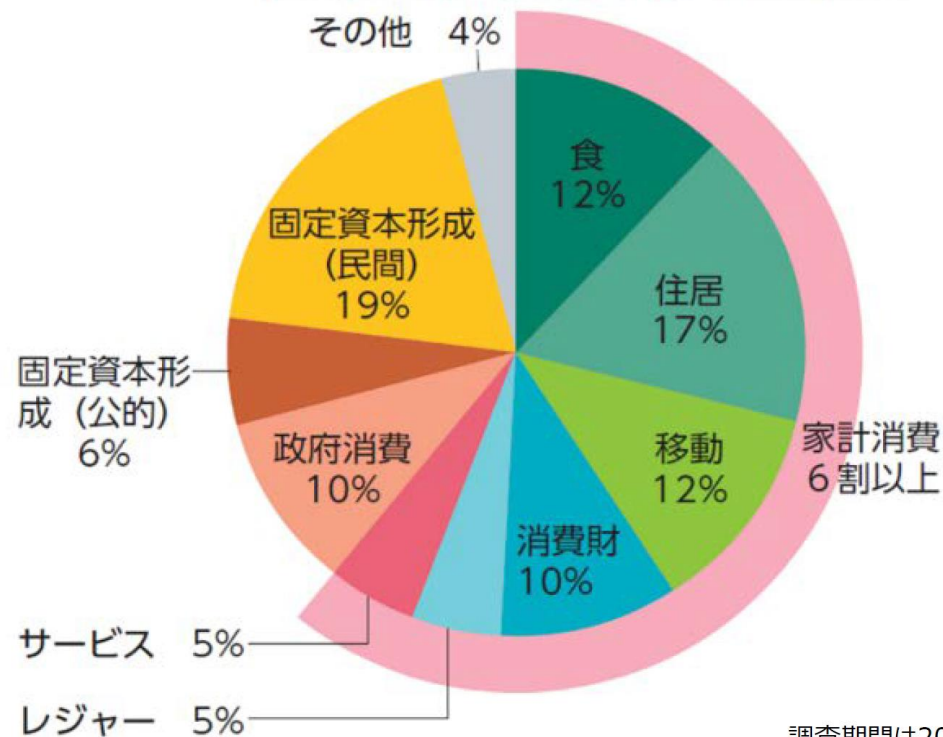


堺市版環境ナッジ・ポイントによる 行動変容促進事業

○消費ベースで見た日本のCO2排出の6割は衣食住を中心とするライフスタイルに起因

○**地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議）においても、基盤的施策「グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション」として“**地域におけるCO2削減ポイントの普及拡大**”、“**ナッジを活用した自発的な行動後押し**の促進”を位置づけ。



調査期間は2015年1月～12月
令和2年度版環境白書より

堺市における環境行動変容の取組

- R3.3策定の堺環境戦略では、2050年カーボンニュートラルを含む将来ビジョン達成の基盤として「環境配慮型の価値観・行動・ライフスタイル」を位置づけ
- 堺市基本計画2025のKPI（CO2排出削減量、ごみ排出量）の達成に向けて、従来の意識啓発を目的とした情報発信を根本的に見直し、R3年度からナッジを活用した環境行動変容の取組を開始

【これまでの取組】

- ・ R3年8月、全国の自治体初の環境分野特化型ナッジユニットである「堺市環境行動デザインチームSEEDs」を組成し、環境施策でのナッジ活用の検討、実験的取組、庁内外へのナッジ手法の波及等の取組を実施



ペーパーレスに向けた環境局執務室内でのナッジ介入実験

堺市税口座振替ご利用のおすすめ

堺市では、口座振替による納税を推奨しています。
口座振替は、ご指定の口座から納税日に自動的に振り替えられるため、納付の都度、金融機関等に払う必要がなく、締め忘れも安心・便利な納付方法です。
是非、この機会にお申込みください。

◇お申込みにあたって

- 同封の「口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」をお申し込みいただいた場合、納付日の前日（前日）までに届く必要があります。金融機関の口座振替の受付時間（受付時間）に注意してください。届かない場合は、納税期限までにお申し込みください。
- 同封の「口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」は、納税期限（納税）と、納税期限（納税）の間に届く必要があります。納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。
- 一定の手続きで、振替を自動的に継続します。
- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。
- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。
- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。

◇お申込み方法

- 1 申込書を記入
- 2 納税額を印刷し、納付
- 3 BANK 金融機関で同封の納付書と一緒に出す

今すぐ申込書を記入しましょう！ 記入例は裏面にあります。

◇お申込みにあたって

- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。
- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。

◇市税の口座振替についてのお問い合わせ先
堺市 市税コールセンター TEL 072(231)9800 FAX 072(231)5624

固定資産税 都市計画税 の納付は口座振替でもっと安心・便利に

- ① 口座振替利用者の約98%が納期限内に納付！
延滞金のリスクを減らすことができます。 **安心!**
- ② 一度口座振替を申込みれば、毎年自動継続！
納付のために出かける必要がなくなります。 **便利!**
- ③ 今回の納付と同時に
金融機関の窓口ですぐにお申込みできます！ **簡単!**

今すぐ申込書を記入しましょう！ 記入例は裏面にあります。

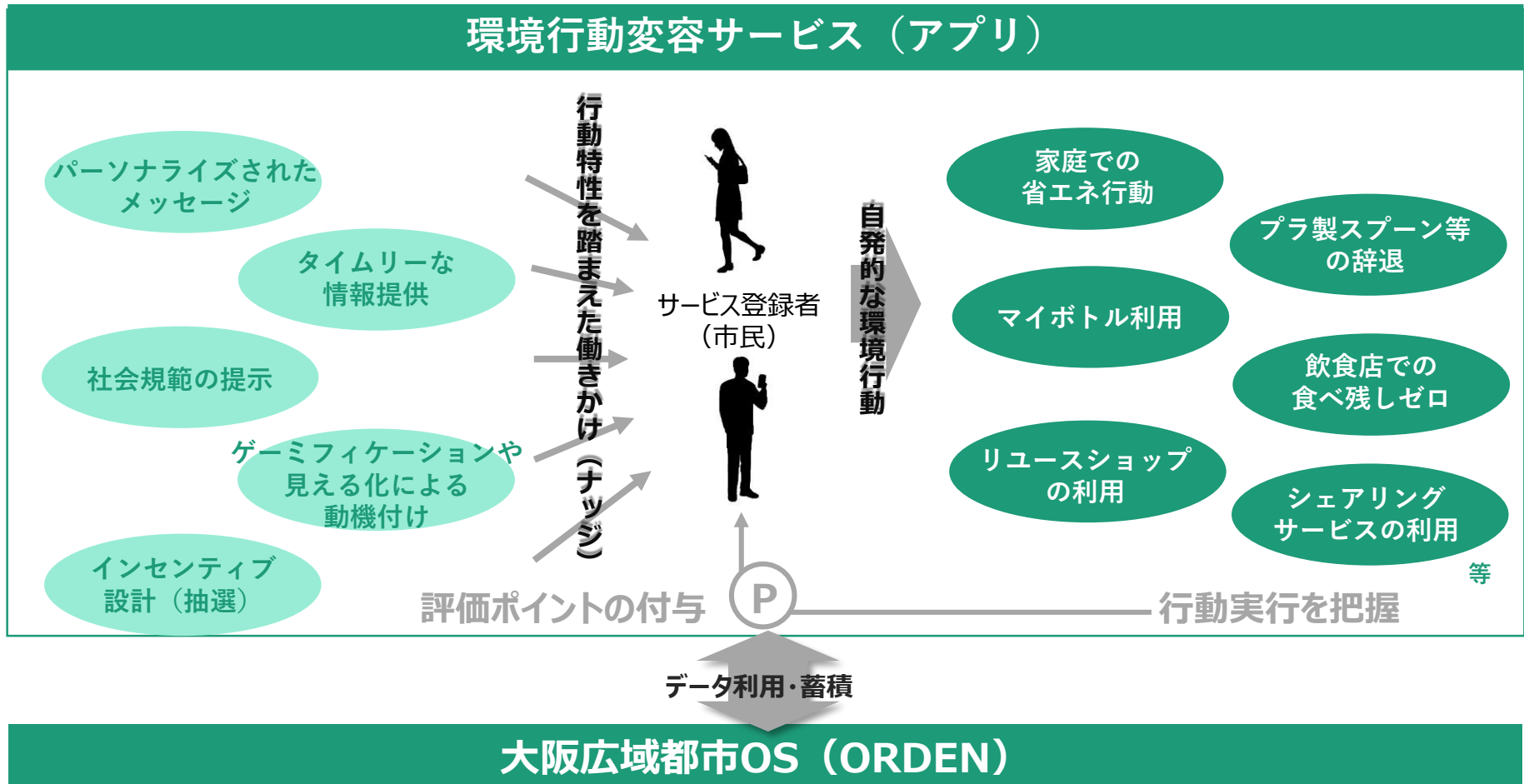
◇お申込みにあたって

- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。
- 納税期限（納税）の間に届かない場合は、納税期限（納税）の間に届く必要があります。

◇市税の口座振替についてのお問い合わせ先
堺市 市税コールセンター TEL 072(231)9800 FAX 072(231)5624

固定資産税口座振替案内チラシの改善

○市民のライフスタイルの脱炭素化を図るため、デジタルを活用したナッジの働きかけやポイント手法により市民の環境行動変容を強力に促進する。



※イメージ図に記載のナッジ介入手法や環境行動は現時点での想定であり、今後変更の可能性がある。

○本事業では、環境省・食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業補助金の活用を想定

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



【令和3年度補正予算（案）10,100百万円】



消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッションロス削減への貢献
- ・サステナブルファッションの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどういった場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電話：0570-028-341